

毎年4月1日～
6月30日に
提出すること
なっています

**「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」により、
産業廃棄物管理票(マニフェスト)の交付等の
状況を都道府県知事等へ報告することが
義務付けられています。**

産業廃棄物管理票(マニフェスト)交付等 状況報告書の提出について

<対象者>

千葉県内に事業場が所在する産業廃棄物を排出する事業者
(建設現場及び中間処理業者を含む。)

※電子マニフェストを利用する事業者にあつては、この報告を行う必要はありません。

※千葉市、船橋市、柏市の区域に事業場がある場合は、それぞれの市長に提出してください。

<報告対象>

令和6年4月1日から令和7年3月31日までに交付したマニフェストの交付等の状況

<報告期限>

令和7年6月30日(月)

<提出方法>

○ちば電子申請サービスによる提出

千葉県ホームページ(トップページ)の「ちば電子申請サービス」から入力手続きを行ってください。

○紙様式による提出

様式第三号(法定様式)により正本1部を郵送又は持参により提出してください。

提出先:

〒260-8667 千葉市中央区市場町1-1 千葉県環境生活部 廃棄物指導課 指導企画班
お手数ですが、封筒に「マニフェスト報告書在中」とご記入ください。

※なお、機械の読み取りに支障をきたすため、他の自治体の様式や、昨年提出したものは使いまわさず、下記ホームページから様式をダウンロードして作成してください。

<http://www.pref.chiba.lg.jp/haishi/tetsuzuki/haisouhou/manifest101.html>